

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

税理士の独り言

「寄る辺」。頼るところ、頼みとするところをいいます。今年を表現する一文字が「偽」と決まったことは「寄る辺」が求められているのだと思います。困難や障害を前にして意欲を失うことなく乗り越えていく人は、哲学や思想や信念や原理といった「寄る辺」を持っています。自分は弱い人間であるということを認識した上で、奮い立たせるもの、信頼できるものを確立しています。言葉でも、師と仰げる人でもいいでしょう。自分にとって大切なものは何かということです。

私も「寄る辺」を見つけに行こうっと…。

ヒント

○これがこうだからこうなる、というふうに関係性を見出し、整合性がとれるように整理していく。そのために不可欠なのが、自分なりの視点を導入することです。

○整理とは、自分の中の不安や「とりあえず」との闘い。それに打ち勝つためには「捨てる」勇気が必要です。

「佐藤可士和の超整理術」
佐藤可士和著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□借入金の債務免除をされた場合は、支出をすることなく債務が消滅することですから利益が生ずることになります。法人からの債務免除であれば一時所得として課税され、個人からの債務免除であれば贈与税が課税されます。

ただし、主債務者の破産等により連帯保証人に債務履行義務が生じ、その連帯保証人が、一部の債務を弁済し、残りの債務を免除されたような場合には、その債務免除は主債務者に行われたものと考え、経済的利益の生じない連帯保証人に課税されることはありません。

□居住者については、原則として、日本国内はもちろん、国外における所得も課税対象とされますが、非居住者については、国内源泉所得のみが課税対象とされます。

非居住者が日本国内に所有する不動産を譲渡した場合には、国内源泉所得に該当し、総合課税の方法により課税されることになります。また、不動産の譲渡対価が1億円以下で、その不動産を自己又はその親族の居住の用に供するために個人が支払う場合を除き、支払いをする者はその支払の際に10%の源泉徴収をしなければなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付
20日	○ 特例適用者の7月~12月分の源泉所得税の納付 (休日につき21日)
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 20年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 20年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 源泉徴収票の交付 ○ 支払調書の提出 ○ 償却資産の申告 ○ 給与支払報告書の提出 ○ 1月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	---

今月の贈る言葉『決心しようとする前に、完全に見通しをつけようとする者は、決心することはできない』 by アミエル